

令和5年度「かごしま認定リサイクル製品」

第2回募集要項



令和5年10月

一般社団法人 鹿児島県産業資源循環協会
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

1 制度の目的

県内で排出される産業廃棄物を原材料として県内の業者が県内で製造する製品で、品質・安全性・廃棄物の配合率等の要件（基準）を満たす製品を「かごしま認定リサイクル製品」として県が認定し、その利用促進と普及を図ることにより、廃棄物の発生抑制、資源リサイクル率の向上、リサイクル産業の育成・発展を図り、循環型社会の形成を促進するものです。

2 認定の要件

- (1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所において、製造されていること
- (2) 原材料の一部に、県内で発生した産業廃棄物を使用していること
(他県で発生し、本県に搬入された廃棄物を原材料とするものは認めない。)
- (3) 原材料の調達、製造、販売及び廃棄の各段階において、関係法令等が遵守されていること
- (4) 認定の申請時点において既に販売されているか、認定後から6か月以内に販売されることが確実であること
- (5) 安全性、品質及び産業廃棄物の配合率について、認定品目ごとに県が定める認定基準を満たしていること

3 認定の基準

①安全性、②品質、③産業廃棄物の配合率の3項目の認定基準を全て満たす必要があります。(P 7, 8参照)

4 製品の認定

廃棄物を使用したもので2の認定の要件を満たした製品を募集し、認定します。

(1) 紙製品

衛生用紙、情報用紙、ノート・ファイル、包装用紙など

(2) 木製品

ボード、鉛筆・定規等、廃木材使用製品など

(3) 生活文化用品関係製品

家具、木炭、土壌改良材、活性炭、木質チップ、木質ペレット、RPFなど

(4) プラスチック製品

擬木、プランター、型枠など

(5) 土木建築関係製品

タイル、レンガ、ブロック、容器など
再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物、再生コンクリート2次製品、舗装用ブロックなど

(6) 農業関係製品

肥料、土壌改良材、敷料など

5 認定の手続き

(1) 募 集

- ① 期間を定めて募集します。
- ② 募集期間等, 詳細は県及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会（以下「協会」という。）のホームページで案内します。



(2) 申請受付

協会にて受付を行います。

- ・ 申請締切日の10日前までに, 事前協議を行う必要があります。
- ・ 必要に応じ, 事業所等の現地確認や追加資料提出を求められることがあります。



(3) 審 査

- ① 有識者による審査会を開き, 委員の意見を聴き認定を決定します。
- ② 必要に応じて応募製品の説明(プレゼンテーション)を求められることがあります。



(4) 認 定

- ① 認定製品には「認定証」を交付します。
- ② 認定製品は「かごしま認定リサイクル製品」の文字, 認定マーク及び認定番号の表示が可能です。
- ③ 認定要件に適合しなくなった場合, 認定を取り消す場合があります。
- ④ 認定は5年間有効です。更新を希望する場合は更新手続きが必要です。



(5) 公 表

- ① 認定した製品は, 県及び協会のホームページ掲載等により公表します。
- ② 認定取消しになった製品の場合も県及び協会のホームページ掲載等により公表します。

6 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は, 製品の認定基準への適合状況を確認する検査を毎年度1回以上行い, 認定基準に適合していることを確認する必要があります。
- (2) 認定製品の流通や販売の過程において, 消費者等との間で認定製品の品質, 安全性等に関する問題が生じた場合には, 直ちに県及び協会に連絡し, 認定事業者の責任において, 処理を行う必要があります。
- (3) 認定事業者は, 各年度の5月末日までに, 認定製品の前年度の認定基準への適合状況を確認した検査結果及び認定製品の販売実績等を「かごしま認定リサイクル製品製造等管理報告書(第8号様式)」により報告する必要があります。

7 申請の手続き(令和5年度)

(1) 募集品目

① 紙製品

衛生用紙, 情報用紙, ノート・ファイル, 包装用紙など

② 木製品

ボード, 鉛筆・定規等, 廃木材使用製品など

③ 生活文化用品関係製品

家具, 木炭, 土壌改良材, 活性炭,
木質チップ(未利用木竹材や廃木材などを原材料にしたものなど)
木質ペレット(未利用木材や廃木材などを原材料にしたものなど)
R P F (固形燃料) など

④ プラスチック製品

擬木, プランター, 型枠など

⑤ 土木建築関係製品

タイル, レンガ, ブロック, 容器など
再生路盤材, 再生加熱アスファルト混合物, 再生コンクリート2次製品, 舗装用ブ
ロックなど

⑥ 農業関係製品

肥料(堆肥や米ぬかを原材料にしたものなど)
土壌改良材(木炭, 竹炭, おがくずを原材料にしたものなど)
敷料など(木材チップやおがくずを原材料にしたものなど)

(2) 申請受付期間

令和5年10月16日(月)から令和5年11月30日(木)まで

※ 上記期間のうち土曜, 日曜及び祝祭日を除く, 午前9時から午後4時30分までで
す。

※ 直接持参もしくは郵送により, 下記(3)の宛先に提出してください。

※ 電子メールによる申請は, 受け付けておりません。

(3) 申請受付窓口, 相談窓口

〒892-0836 鹿児島市錦江町1-1-40

一般社団法人 鹿児島県産業資源循環協会 リサイクル製品認定制度担当

・電 話 : 099-222-0230, F A X : 099-222-3533

・メール : eco@kagoshima-sanpai.or.jp

※ メールは相談のみとなります。

☆ 本県のリサイクル製品認定制度は, 申請受付・審査等の一部の業務を県から協会
に委託して実施しています。

☆ ご相談は, 受付期間に関係なく, 随時, 受けています。

☆ 申請書の提出や相談等で(3) **申請受付窓口, 相談窓口**を訪問する場合は, 事前に
申請受付窓口へ電話連絡をお願いします。

(4) 申請書類等

① かがしま認定リサイクル製品認定申請書

提出部数は、2部(正本及び副本)としてください。

申請書の様式は、県又は協会ホームページからダウンロードできます。

なお、記載に当たっては、県又は協会ホームページに掲載している「申請書記載要領」を参照してください。

② 添付書類

提出部数は、2部(正本及び副本)としてください。

申請書及び添付書類ともに返却しませんので、控えをとっておいてください。

③ 審査手数料

審査手数料は、無料です。

なお、申請に必要な安全性・品質試験や各種認証取得に要する経費など申請に関わる経費は、申請者の負担となります。

④ 申請に必要な安全性・品質試験に要する経費の補助

かがしま認定リサイクル製品の認定を受けた事業者(認定更新は除く。)を対象に、令和5年度の認定申請に係る試験分析費について補助があります。

募集期間など詳細は、別途定める「令和5年度かがしま認定リサイクル製品認定支援事業費補助金募集要領」にて、かがしま認定リサイクル製品の認定後に各事業者へお知らせします。

※「鹿児島県における再生資源活用工事要領の運用について」3(1)の再生切込砕石に係る認定は除きます。

・対象費用:安全性又は品質の認定基準を満たしていることを証明するために実施する試験分析費

※認定された複数の製品について、同一の原料により、同一の試験結果を用いた場合は、1件分の経費として算定

・補助率:中小企業者 2/3 以内(中小企業者以外 1/2 以内)

※「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)及び中小企業等経営強化法施行令(平成11年政令第201号)の規定に基づく中小企業

・補助限度額:30万円/1件

年度分をまとめて手続きを行います。

事業者の交付申請の総額が予算額を超える場合、予算の範囲内で按分して補助額を決定することになります。(補助決定額が補助申請額を下回る場合があります。)

(5) 申請内容の審査及び認定

① 申請書等の確認

申請書等は、記載項目や添付書類の漏れがないこと等を確認した後に受け付けます。

なお、申請書等は返却しませんので、後日の問合せ等も考え、申請書等一式の写しを保管しておいてください。

② 申請書等の補正

後日、申請書等に不備が見つかった場合は、内容の補正や再提出をお願いすることがあります。

また、申請内容の審査の過程で必要があると判断した場合は、追加資料の提出や追加試験の実施をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- ③ **現地確認**
製造現場等の現地確認を行う場合は、事前に連絡をします。
- ④ **製品の審査**
申請された製品の審査は、有識者による審査委員会で行います。
審査に必要と認めるときは、応募製品の説明(プレゼンテーション)を求めることがあります。
- ⑤ **認定結果**
認定結果については、申請者へ文書により通知するとともに、県及び協会のホームページで公表します。(令和5年度内に通知・公表する予定です。)
- ⑥ **認定を行うことができない場合**
審査の過程で必要となった追加資料や追加試験結果が指定日時までに届かない場合は、認定を行うことはできません。

8 留意事項

(1) 認定証交付及び有効期間

- ① かがしま認定リサイクル製品認定制度により認定を受けた製品であることを示す、認定証(第4号様式)を交付します。
- ② 認定の有効期間は、認定を受けた日から5年を経過した日の属する年度の末日までです(本年度に認定を受けた製品は、令和11年3月末日までです。)
- ③ 有効期間満了後も引き続き認定の継続を希望する場合は、令和10年度の募集期間内に所定の書類等により、更新申請を行ってください。

(2) 認定製品の表示

かがしま認定リサイクル製品として認定された場合、認定製品に「かがしま認定リサイクル製品」の文字、認定マーク及び認定番号を表示することができます。



(3) 申請の取下げ

認定を申請した製品の審査結果が出る前に申請を取り下げる場合は、申請取下書(第3号様式)を提出してください。

(4) 変更申請・変更届出

認定証の交付を受けた後に、認定製品に次の変更が生じた場合は、別紙様式により、速やかに内容変更の申請又は内容変更の届出を行ってください。

- ① 変更申請(第5号様式)
規格の変更又は追加、製造事業場の移転・追加、原材料の追加
- ② 変更届出(第6号様式)

認定事業場の所在地・氏名(法人名)・製品名, 規格(再試験等を必要としない軽微な変更に限る。), 用途の変更, 原材料の一部の使用取り止め, 配合率変更(認定基準に適合する範囲内での変更)

(5) 認定の辞退

認定証の交付を受けた後に, 認定製品が次に掲げる事項に該当する場合は, 遅滞なく認定辞退届(第7号様式)を提出してください。

- ① 認定製品が認定の要件に適合しないこととなる時
- ② 認定事業者が, 認定の条件を遵守できなくなった時
- ③ 認定製品の製造を廃止するとき
- ④ その他特別な事情がある場合

(6) 認定の取消し

認定事業者又は認定製品が, 次に掲げる事項に該当する場合は, 認定の取消しを行うことがあります。

- ① 認定製品が認定要件に適合しなくなった時
- ② 認定事業者が不正な手段により認定を受けた時
- ③ 認定事業者が, 製品の認定後に欠格事由に該当することとなった時
- ④ 認定事業者が, 正当な理由無く認定の条件を遵守しなかった時
- ⑤ 認定事業者が, 変更申請等の手続きをしなかった時
- ⑥ 認定事業者が, 県が求める報告をしなかった時
- ⑦ その他, かごしま認定リサイクル製品認定制度の趣旨に鑑み, 認定を継続することが適当ではないと考えられるとき

(7) 提出事由及び提出の時期等

事 由	提 出 の 時 期	必 要 書 類	様 式
新規申請	募集期間内	第1号様式(新規) 第2号様式	※様式は, 県及び協会のホームページに掲載しています。
更新申請	認定有効期間最終年度の募集期間内	第1号様式(更新) 第2号様式	
申請取下げ	募集期間又は審査期間中に速やかに	第3号様式	
変更申請 (重要)	変更事由発生後, 速やかに	第5号様式	
変更届出 (軽微)	変更事由発生日から30日以内	第6号様式	
認定辞退	辞退事由(要件非適合, 製造廃止等)発生後, 遅滞なく	第7号様式	
製造等管理報告	毎年度5月末まで	第8号様式	

【参考】認定基準（安全性・品質）

別表第1-1（第3条関係） 認定基準

区分		認定基準
安全性	特別管理 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物、同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと
	有害物質	ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（溶出量）を満たしていること イ 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項（溶出量）及び第2項（含有量）の規定による基準を満たしていること
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定により定められた、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示）を満たしていること
品質	ア 鹿児島県環境物品等調達方針に、品質等に関する基準が規定されている場合は、その基準を満たしていること イ 次に掲げる基準のいずれかを満たしていること （ア）日本産業規格（JIS） （イ）日本農林規格（JAS） （ウ）エコマーク認定基準 （エ）その他公的機関等が定める基準 ウ 土木建築資材については鹿児島県土木工事共通仕様書等、県の発注工事に使用できる資材の基準に適合していること	
産業廃棄物の配合率	製品類型ごとに別に定める率の産業廃棄物を原材料として使用していること	

【参考】認定基準（配合率）

別表第1-2（第3条関係） 産業廃棄物配合率

産業廃棄物	製品類型	配合率 注(1) 注(2)
紙くず	衛生用紙(ティッシュペーパー、トイレトペーパーなど)	100%
	情報用紙(印刷用紙、フォーム用紙など) 紙製の包装用紙(緩衝材、紙トレイなど)	70%以上
	事務用品(ノート、ファイル、事務用封筒など)	50%以上
木くず	木材などを使用したボード	50%以上
	廃木材再生品(鉛筆、定規など)	100%
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した製品 (屋外用品、運動具、家具、生活・文化用品、梱包材、 木炭、土壌改良材、活性炭など)	70%以上
廃プラスチック類	擬木、プランター、型枠などのプラスチック製品	70%以上
	衣服、身の周り品、履物、工業用製品などの再生PET樹脂 を使用した製品	50%以上
ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず	タイル、ブロック、容器などの製品	20%以上
がれき類	再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物、コンクリート 二次製品などの土木関係製品	50%以上
汚泥(建設汚泥)	建設汚泥改良土、再生砂、建設汚泥流動化処理土などの 土木関係製品	100% (改良剤、補足 材料は除く)
ばいじん	ばいじんを使用した土木関係製品	10%以上
燃え殻	燃え殻を使用したタイル、ブロックなどの製品	20%以上
動植物性残さ	肥料、土壌改良材などの農業関係製品	60%以上
動物のふん尿		
汚泥(有機性)		

注(1) 複数の産業廃棄物を使用する場合の配合率は、最も高いものを適用し、配合率の計算は使用する産業廃棄物の重量割合の合計を用いる。

注(2) 産業廃棄物の配合率が基準値を外れることがあっても、合理的な理由が明確に示されている場合は、この限りではない。

製品ごとの検査項目一覧

製品類型	具 体 的 応 募 製 品	産業廃棄物	配合率	溶出量基準		含有量 基準群 (注3)	そ の 他
				I 群 (注1)	II 群 (注2)		
衛生用紙(トイレトペーパー、ティッシュペーパー)	トイレトペーパー、ティッシュペーパー	紙くず	100%	—	○	○	—
情報用紙(コピー用紙)	コピー用紙		70%以上	—	○	○	—
事務用品(ノート、ファイル、事務用封筒等)	ノート、ファイル、事務用封筒等		50%以上	—	○	○	—
紙製の包装用紙	包装用紙		70%以上	—	○	○	—
木材を使用したボード	ボード	木くず	50%以上	—	○	○	合板の場合は、他にホルムアルデヒド拡散量の試験が必要
廃木材再生品(鉛筆、定規等)	鉛筆、定規等		100%	—	○	○	—
廃木材・間伐材・小径材などを使用した製品	木工品		70%以上	—	○	○	—
擬木、プランター、型枠等のプラスチック製品	擬木、プランター、型枠等	廃プラスチック類	70%以上	—	○	○	合板の場合は、他にホルムアルデヒド拡散量の試験が必要
衣類、身の回り品、履き物、工業用製品等の再生PET樹脂を使用した製品	衣類、身の回り品、履き物、工業用製品等		50%以上	—	○	○	—
タイル、ブロック、容器等の製品	タイル、ブロック、容器等	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	20%以上	—	○	○	—
再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物等の土木関係製品	再生路盤材	がれき類、 汚泥(無機性)	50%以上	—	○	○	汚泥を使用する場合は、タンクリーチング試験(注4)が必要
	再生加熱アスファルト混合物			—	○	○	—
	再生砂			—	○	○	—
	コンクリート二次製品(無筋)			—	○	○	—
	コンクリート二次製品(鉄筋あり)			—	○	○	—
	再生土砂			○	—	○	汚泥を使用する場合は、タンクリーチング試験(注4)が必要
燃え殻を使用したタイル、ブロック等の製品	タイル、ブロック等	燃え殻	20%以上	○	—	○	—
ばいじんを使用した土木関係製品	タイル、ブロック等	ばいじん	10%以上	○	—	○	—
肥料、土壌改良材等の農業関係製品	肥料、土壌改良材等	動植物性残さ、動物のふん尿、汚泥(有機性)	60%以上	—	○	○	—

注1～3: 各基準ごとの検査項目については、別紙検査項目詳細を参照。

注4: 火山灰質粘性土を含む建設汚泥を原材料として用いる場合は、併せて六価クロムに係る「タンクリーチング試験」の結果が溶出量基準 I 群のうち当該物質の基準に適合すること。
試験方法については、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」(国土交通省)により行う。

検 査 項 目 詳 細

検 査 項 目	溶 出 量 基 準			含 有 量 基 準 群	
	I 群	II 群	基準値 (mg/L以下)		基準値 (mg/kg以下)
1 カドミウム	○	○	0.003	○	45
2 全シアン	○	○	不検出	○	(遊離シアン)50
3 鉛	○	○	0.01	○	150
4 六価クロム	○	○	0.05	○	250
5 砒素	○	○	0.01	○	150
6 総水銀	○	○	0.0005	○	15
7 セレン	○	○	0.01	○	150
8 ふっ素	○	○	0.8	○	4,000
9 ほう素	○	○	1	○	4,000
10 有機燐	○	—	不検出	—	—
11 アルキル水銀	○	—	不検出	—	—
12 PCB	○	—	不検出	—	—
13 ジクロロメタン	○	—	0.02	—	—
14 四塩化炭素	○	—	0.002	—	—
15 クロロエチレン	○	—	0.002	—	—
16 1,2-ジクロロエタン	○	—	0.004	—	—
17 1,1-ジクロロエチレン	○	—	0.1	—	—
18 1,2-ジクロロエチレン	○	—	0.04	—	—
19 1,1,1-トリクロロエタン	○	—	1	—	—
20 1,1,2-トリクロロエタン	○	—	0.006	—	—
21 トリクロロエチレン	○	—	0.01	—	—
22 テトラクロロエチレン	○	—	0.01	—	—
23 1,3-ジクロロプロペン	○	—	0.002	—	—
24 チウラム	○	—	0.006	—	—
25 シマジン	○	—	0.003	—	—
26 チオベンカルブ	○	—	0.02	—	—
27 ベンゼン	○	—	0.01	—	—
28 1,4ジオキサン	○	—	0.05	—	—

※定量下限値は、基準値のおよそ1/10までを目安とする。